

工事書類簡素化のポイント（案）

提出を不要とした書類

■ 設計図書の照査確認資料

契約書第18条第1項1～5号に該当する事実が無い場合（設計図書と一致している場合）は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。
（照査は契約書第18条の範囲を超えないこと）

■ 工事測量結果（設計図書との照合）

設計図書と一致している場合は、監督職員へ提示とし受注者で保管する。

■ 関係官公庁協議資料

関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。
（届出前の事前資料は提出不要）

■ 休日・夜間作業届

週間工程会議、メール等で受発注者双方が事前に把握していれば不要。
（現道上の工事は除く）

■ 品質管理資料

- 測定数が10点未満の場合は、品質管理図表の作成は不要。
- 品質管理図（工程能力図）については、監督・検査において使用することが無いため不要。

■ 出来形管理資料

- 測定数が10点未満の場合は、出来形管理図表の作成は不要。
- 出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、監督・検査において使用することが無いため不要。

現行ルールの徹底

■ 施工計画書

軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。（工期や数量だけの変更等の場合）

■ 産業廃棄物管理表

産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、提出は不要。

■ 材料確認書

指定材料のみ提出を徹底する。（設計図書で指定した材料を含む）

■ 材料品質証明資料

指定材料のみ提出を徹底する。（設計図書で指定した材料を含む）

■ 段階確認書

- 段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。
- 監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要

■ 確認・立会書

契約図書で規定された場合のみ提出する。

■ 安全訓練等の実施状況資料

実施状況の提示とし、具体的な実施内容は提出不要

■ 施工プロセスチェックリスト

「施工プロセスチェックリスト」に記載されている確認項目について、契約図書上で提出を求めない書類（以下の例）については、改めての監督職員への提出は不要。

- （1）災害防止協議会活動記録
- （2）店社パトロール実施記録
- （3）安全巡視、TBM、KY実施記録
- （4）新規入場者教育実施記録

■ 実施工程表

監督職員へ提示のみで提出は不要。

■ 品質管理資料

- 測定数が10点未満の場合は、度数表（ヒストグラム）の作成は不要。
ただし、特殊な場合（ダムコンクリート等）を除く

■ 出来形数量計算書

数量契約以外の設計変更に係わる数量計算書の提出は不要。